

ふじみ野市立西小学校 PTA 規約（案）
2023年 一部改正箇所

個人情報保護規程

◆改正前（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

◇改正後 全文削除

以降条文が1ずつ繰り上がる。

◆改正前（保管及び持ち出し等）

第10条 個人情報データベース、個人情報データを取り扱う電子機器等については、（以下略）

◇改正後（同）

第9条 個人情報データベース、個人情報データを取り扱う電子機器、名簿等については、（以下略）

◆改正前（第三者提供を受ける際の確認等）

第13条 第三者（第11条各号の場合及び埼玉県、ふじみ野市等を除く）から個人情報の提供を受けるときは、（以下略）

◇改正後（同）

第12条 第三者（第10条各号の場合及び埼玉県、ふじみ野市等を除く）から個人情報の提供を受けるときは、（以下略）

ふじみ野市立西小学校P T A規約

(案)



「外側の山は富士山」

無限の可能性を持つ子ども達の高い理想と目標を表現しています。

「西小を囲む二重丸」

「ク」の字が複数で「福」を表現しています。

「とがった三角状」

外に向かっての前進と発展を象徴しています。



ふじみ野市立西小学校P T Aの個人情報保護への取組みについて

個人情報は、ふじみ野市立西小学校P T A（以下、「本会」とする。）が目的及び活動を継続する上で、最も大切な資産の一つであることを認識し、個人情報の有用性に配慮して個人の権利、利益を保護していくために、個人情報の適正な取り扱いを行うことが、本会の社会的責任であると考えております。

本会は、「個人情報保護方針」を次のとおり定めると共に「個人情報保護規程」策定し、個人情報の適正な取り扱いができるよう、その管理を徹底してまいります。

個人情報保護方針

1. 本会は、事業の範囲内でのみ、適切な個人情報の取得、利用及び提供を行い、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いを行いません。これを役員・委員に徹底すると共に、それらが守られるような措置を講じます。
2. 本会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失又は棄損に対し、適切な予防策ならびに是正策を講じます。
3. 本会は、お預かりした個人情報に対して、その取り扱いにおけるご本人からの相談や苦情には、適切に、かつ迅速に対応します。
4. 本会は、役員・委員が個人情報保護の重要性を理解し、適正な取扱方法を実施できるよう教育、啓発を徹底します。
5. 本会は、個人情報保護に関する法令、政令、条例、国が定める指針、その他の規範を遵守します。
6. 本会は、上記の措置を講じるための個人情報保護規程を策定し、これを遵守すると共に、社会環境などに照らして見直しを行い、継続して改善に努めます。

制定日 令和2年4月20日
ふじみ野市立西小学校P T A

個人情報保護の取り扱いに関するお問い合わせは、
電話：049-261-1200までお願いします。

個人情報保護規程

（目的）

第1条 本規程は、ふじみ野市立西小学校PTA（以下、「本会」とする。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」とする。）の取り扱いについて、本会規約第4章第5条に基づき定めるものである。

（責務）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本部役員、学級代表、各委員会代表及び選考委員会の各委員とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（利用目的）

第6条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理等の連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本部役員・各委員・会員等の名簿作成
- (4) 各委員選出、代表者選出、役員候補者選出及び連絡
- (5) その他、PTA活動実施のため

（利用目的による制限）

第7条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第8条 個人情報管理は管理者が金庫にて保管する。名簿等は管理者及び取扱者が適正に管理する。不要となった個人情報及び名簿は管理者立会いのもと、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第9条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器、名簿等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第10条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又は、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 個人情報を第三者（前条各号の場合及び埼玉県、ふじみ野市等を除く）に提供をしたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 第三者（第10条各号の場合及び埼玉県、ふじみ野市等を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、管理者であるPTA会長へ直ちに報告する。

(啓発)

第15条 本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、適宜啓発を実施するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第16条 本会は、個人情報の取り扱いに関する相談及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第17条 本規程の改正は、西小学校PTA総会において実施する。

附則

本規程は、令和2年4月20日より施行する。

ふじみ野市立西小学校PTA規約

【第1章 名称及び事務局】

- 第1条 本会は、ふじみ野市立西小学校PTAといい、事務局をふじみ野市立西小学校に置く。
2. 本会の設立年月日は、昭和44年5月31日とする。

【第2章 目的及び活動】

- 第2条 本会は、全会員が協力して学校、家庭及び地域社会において、児童の健全な成長を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) よりよい保護者、教職員になるよう努める。
 - (2) 学校と家庭の関係を一層緊密にし、保護者と教職員の連携を図る。
 - (3) 児童の社会生活における指導に努める。
 - (4) 会員相互の親睦を図り、教育に対する理解を深める。
 - (5) 教育環境及び教育施設の整備に努める。
 - (6) その他本会の目的を遂げるために必要な事項を行う。

【第3章 方針】

- 第4条 本会は、政治又は宗教に偏ることなく又営利目的とする行為をしない。

【第4章 個人情報の取り扱い】

- 第5条 本会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得や利用、管理については別に定める「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」にて適正に運用するものとする。

【第5章 会員】

- 第6条 会員になることのできる者は、本校児童保護者（P）及び教職員（T）とする。
- 第7条 会員は、会費を納めるものとする。

【第6章 会計】

- 第8条 本会の活動に必要な経費は、会費、寄付金その他の収入によって賄う。
- 第9条 寄付を求めるときは総会の承認を必要とし、自発的寄付を受けるときは運営委員会の承認を必要とする。
- 第10条 会費は、年額2000円とする。
- 会費は、安全互助会費（1世帯年間1000円）を含む金額とする。
2. 会費は、必要に応じて見直しを行い、変更がある時は総会で承認を得て決定する。
 3. 会費集金の細則は、別途定める。

第11条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

【第7章 役員】

第12条 本会の本部役員は、次のとおりである。

- (1) 会長1名【P】
- (2) 副会長5名【P 4名、T 1名】
- (3) 書記3名【P 2名、T 1名】
- (4) 会計3名【P 2名、T 1名】

2. 本部役員は、会計監査委員を兼ねることができない。

第13条 本部役員は、総会において承認を受ける。

第14条 本部役員の役務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総括し、総会及び運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会及び運営委員会の決定に基づいて会の実務を統括し処理する。
- (4) 会計は、予算に基づいて一切の会計事務をつかさどる。

【第8章 会計監査委員】

第15条 本会の会計監査をするため、2名の監査委員を置く。

- (1) 会計監査委員は、総会において承認を受ける。
- (2) 会計監査委員に欠員が生じたときは、運営委員会が補充する。

第16条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。また、必要に応じて随時会計を監査することができる。

【第9章 総会】

第17条 総会は、本会の最高議決機関であり全会員をもって構成する。

第18条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の活動報告の承認
- (2) 前年度の会計報告の承認
- (3) 新年度の活動方針の決定
- (4) 新年度の予算の決定
- (5) 本部役員及び会計監査委員の選任及び承認

3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があったときは、会長がこれを招集する。

第19条 総会は全会員に向けて書面等で執り行う。

2. 総会の議案に対する賛否は議決権行使書を用い、各議案は賛成が過半数を超えた場合承認される。
3. 会長が必要と判断した場合、総会は会員を招集して執り行う。その場合、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。

【第10章 運営委員会】

第20条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第21条 運営委員会は、本部役員、校長、教頭をもって構成する。

第22条 運営委員会は、必要に応じて開催する。

【第11章 専門委員会】

第23条 各学級に学級代表を1名置き、運営委員会と会員の意思疎通を図り、学級PTAの運営を円滑にする。

第24条 各専門委員会の代表者は、本部役員とする。

2. 各代表者は、各専門委員会を招集し運営の責任を負う。
3. 各委員会の代表者は、運営委員会に出席する。

【第12章 校外委員会】

第25条 校外指導委員は、決められたブロック毎に1名ずつ選出する。

2. 校外指導委員は、地区毎の互選により地区代表を選出する。
3. 校外指導委員会は、地域関連団体と協力して校外指導活動にあたる。

【第13章 選挙及び選考委員会】

第26条 本部役員の選挙に関する事務を処理するために選考委員会を設ける。

2. 選考委員会は、運営委員会の承認を得て会長がこれを設ける。

第27条 選考委員会は各学年の学級代表とTからの委員をもって構成する。

2. 選考委員の任期は、選挙事務を終えたときとする。

第28条 会計監査委員は前年度以前の本部役員より選任される。

第29条 選挙及び選考委員会の細則は、別途定める。

【第14章 通則】

第30条 各会議は、別に定める場合を除いて構成人員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意を得て議決する。

第31条 選考委員を除く委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、最長3年までとする。

【第15章 規約の改正】

第32条 本規約は、総会で3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

2. 規約の改正案は、総会の1週間前までに全会員に伝えなければならない。

【第16章 細則規程】

第33条 本会の運営に関し必要ある場合は、総会の承認を得て細則を定めることができる。

【第17章 慶弔見舞金】

第34条 全会員の慶弔見舞金の細則は別途定める。

【附則】

本規約は、昭和４４年５月３１日から施行する。

一部改正 昭和４５年４月２５日
一部改正 昭和４６年４月１７日
一部改正 昭和４７年４月２２日
一部改正 昭和４８年４月２８日
一部改正 昭和５１年４月２４日
一部改正 昭和５２年４月２３日
一部改正 昭和５４年４月２１日
一部改正 昭和５５年４月２６日
一部改正 昭和５７年４月２４日
一部改正 昭和５８年４月２３日
一部改正 昭和５９年４月２１日
一部改正 昭和６１年４月１９日
一部改正 昭和６３年４月２３日
一部改正 平成２年４月２７日
一部改正 平成３年４月２５日
一部改正 平成４年４月２３日
一部改正 平成６年４月３０日
一部改正 平成１１年４月３０日
一部改正 平成１５年４月２２日
一部改正 平成１８年４月１日
一部改正 平成１９年４月２７日
一部改正 平成２０年４月１日
一部改正 平成２３年４月１日
一部改正 平成２６年４月１日
一部改正 平成２９年４月２４日
一部改正 平成３０年４月２３日
一部改正 令和２年４月２０日
一部改正 令和３年４月２８日
一部改正 令和４年４月２８日
一部改正 令和５年４月２８日

選挙及び選考委員会に関する細則

（目的）

第1条 本細則は、PTA規約第13章に基づき本部役員及び会計監査委員の選出方法について定める。

（立候補の資格及び立候補の方法）

第2条 立候補者の資格を有する者は、全会員とする。ただし、T会員については学校に一任し総会で承認を得る。

2. 立候補者は立候補届を所定の用紙等により、定められた期間内に提出しなければならない。

（推薦方法）

第3条 推薦方法は、次のとおりとする。

- (1) 全会員に推薦届用紙を配布する。
- (2) 推薦は、無記名とし、複数も可とする。
- (3) 推薦届用紙は、封印して所定の期間内に提出する。
- (4) 推薦されたすべての会員にその旨を通知する。

（推薦立候補者）

第4条 選考委員会は、推薦された会員が立候補することについて同意した場合、立候補者に加えることができる。

（承認）

第5条 立候補者は、総会において承認を得なければならない。

2. 総会で全会員の過半数の承認が得られない場合は、速やかに臨時総会を開かなければならない。

（選挙の方法）

第6条 立候補者多数の場合、本部役員の選挙は、総会における直接選挙を原則とする。

2. 選考委員会は、候補者の紹介、立候補の目的を総会の8日前までに文書等をもって会員に公示する。
3. 投票は、無記名とする。
4. 選考委員会は定数を確認のうえ、所定の投票用紙を全会員に配布する。

（開票立会人）

第7条 開票立会人は、前年度以前の本部役員とする。

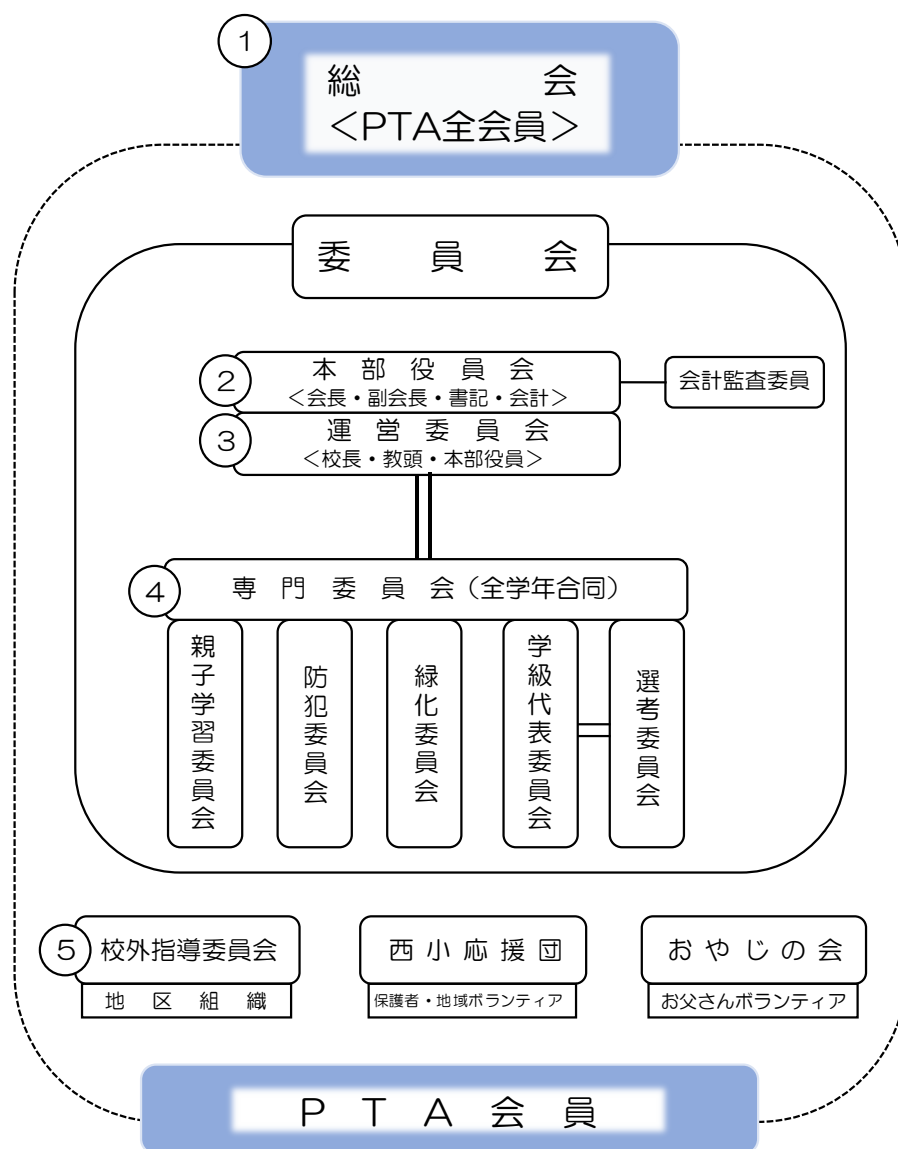
会費集金に関する細則

- 第1条 本部役員が年1回集金し、会計に引き継ぐ。
- 第2条 会費集金袋を全会員に用意し、学級毎の集金簿を記し集金状況を明らかにする。
- 第3条 集金は、世帯単位とする。2人以上在籍する場合は下学年の児童に、多生児の場合はクラスが先の児童に持たせる。
- 第4条 途中転校の場合は、月額で返金し、転入の場合も月額で徴収する。1円単位は切り捨てる。
- 第5条 会計は、次の事務を行う。
- (1) 在籍確認と名簿の加除
 - (2) 集金に関し学校と事務連絡
 - (3) 集金に伴う準備
 - (4) その他運営に関した責任と管理

慶弔見舞金に関する細則

- 第1条 慶祝（教職員）は、以下のとおりとする。
- (1) 結婚祝金 3,000円
 - (2) 出産祝金 3,000円
 - (3) 転任餞別 3,000円
 - (4) 校長は運営委員会にて決定する。
- 第2条 弔意は、以下のとおりとする。
- (1) 死亡 会員及び配偶者 5,000円
児童 5,000円
- 第3条 見舞は、以下のとおりとする。
- (1) 傷病見舞 教職員 入院又は自宅療養1ヶ月以上欠勤を要する場合 3,000円
児童 疾病のため1ヶ月以上続けて欠席を要する場合 3,000円
 - (2) 罹災見舞 全焼・半焼壊 5,000円
- 第4条 他団体へ祝儀は、以下のとおりとする。
- (1) PTA上部機関及び市内PTA行事 3,000円
 - (2) 学校行事（入学・卒業式・創立記念行事） 3,000円
- 第5条 1条から3条までは校務員も含む。

西小学校PTA組織図



- ① 総会は、全PTA会員で構成されます。
- ② 本部役員、会計監査はPTA会員から選出され、定期総会にて承認を得ます。
- ③ 運営委員会は、校長・教頭・本部役員で執り行い、専門委員の取りまとめを行います。
- ④ 専門委員は、1年生から6年生までの縦割編成です。
次期本部役員を決める選考委員会の仕事は、学級代表と本部で行います。
- ⑤ 校外指導委員会は、**登校班に子どもが在籍している全家庭が対象**です。
地区の規定に沿って役を受けてください。